滑川市の老人医療費はいま…

●滑川市の老人医療について

平成18年度の滑川市老人医療費は33億627万円で、1人当たりの医療費は77万円となりました。

老人医療費は自己負担分のほか、各医療保険団体からの拠出金と国、県及び市の公費により賄われています。老人医療受給者の皆さんひとりひとりが医療費や制度について関心をもち、より一層の適正な受診と健康の維持・増進に努めましょう。

最近、滑川市で多くの方がかかる病気は？
（平成18年9月診療分）

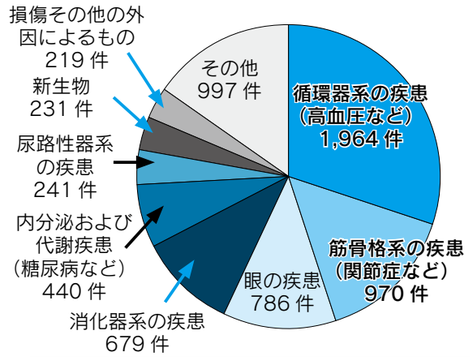

老人医療受給者：75歳以上の人および65歳以上で一定の障害がある人

●医療費を有効に使うには

◇かかりつけ医を持ちましょう。
◇重複受診をやめましょう。
◇定期的に健康診断を受けましょう。
◇診療時間内にお医者さんにかかりましょう。

医療費の推移

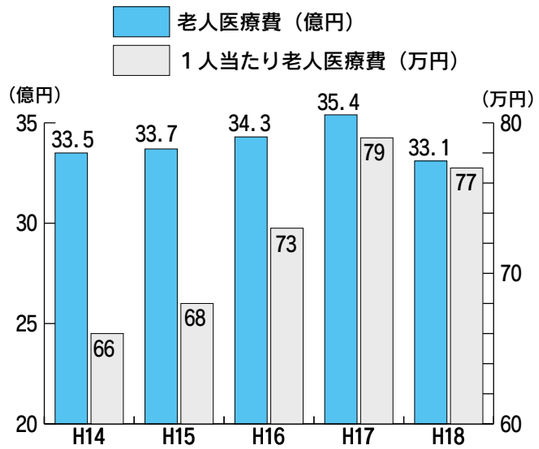

問合せ先　健康長寿課保険担当（内線384）

国民健康保険証が更新されます

国民健康保険証（枠があずき色）の有効期限は、9月30日までです。10月1日からは新しい保険証（枠が緑色）に変わります。

新しい保険証は、各家庭へ9月下旬に郵送します。

今までの保険証は10月1日から使えなくなりますので、ご自分で確実に破棄されるようお願いいたします。また、記載内容に不明な点がありましたら届け出てください。

※制度改正により、有効期限が異なる場合があります。

▼問合せ先　健康長寿課保険担当（内線383・384）

この枠の色が緑色になります

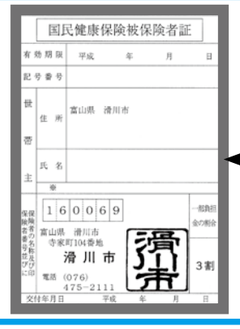

常設展示場（ショッピングセンターエール内）
あなたの町にもいっています
安心できるまちの配管屋さん
ISO 9001 CI/4951
上下水道工事指定店
水まわり・増改築のパートナー
滑川市・富山市・魚津市・黒部市・高岡市・射水市・砺波市・南砺市
氷見市・小矢部市・入善町・朝日町・上市町・立山町・舟橋村
株式会社 石倉設備工業
滑川市浜四ツ屋175
0120-38-3806
TEL（076）476-0390
FAX（076）475-9067
広告

くらしの情報

ひとり親家庭等医療費助成制度

この制度は、母子、父子家庭などひとり親家庭に、保険医療費の自己負担分を市が助成するもので、対象となるのは次の方です。

対象者（所得制限なし）
①母子家庭の母と児童
②父子家庭の父と児童
③父母のどちらかが重度の障害により、長期にわたり労働能力を失った児童
④父母のいない家庭の養育者とその児童

助成期間　養育する児童が18歳に達する日以後、最初の3月31日まで助成されます。

まだ申請されていない方は、福祉課児童福祉窓口で手続きをしてください。

●資格証をお持ちの方は、更新手続きを！

ひとり親家庭等医療費受給資格証の有効期限は9月30日です。資格証をお持ちの方は忘れずに更新の手続きをしてください。更新手続きの日程は次のとおりです。

とき　9月25日(火)～28日(金)
ところ　市民交流プラザ2階福祉課児童福祉窓口
▼**問合せ先**　福祉課児童福祉担当（内線754）

国民年金

●国民年金保険料の納付に口座振替が便利です！

口座振替を利用されますと、自分で納める手間が省ける他、納め忘れの心配もなく、割引も受けられ大変お得です。

※手続きはお早めにお願いいたします。

手続き先
ご希望の金融機関、市役所、社会保険事務所

必要な物　年金手帳または納付案内書、預金通帳、金融機関届出印

●国民年金保険料の強制徴収を実施しています

社会保険庁では、一定の収入があるにもかかわらず度重なる納付督励に応じない未納者に対して、公平性・年金権確保の観点から財産の差押えを実施しています。保険料を未納のままにしておくと、いざというときに年金を受け取ることができなくなる場合があります。

必ず納付してください。

●年金時効特例法について

既に年金記録が訂正されている方、もしくは今後、年金記録が訂正される方は特例法の成立により、時効消滅で受け取る事ができなかった分も遡ってお支払いします。

▼**問合せ先**　お近くの社会保険事務所または、「ねんきんダイヤル」0570-051165

※社会保険庁ホームページ（http://www.sia.go.jp/）でも詳しい制度内容をご案内しております。

快適な居住環境の実現のために

できるだけ早く下水道の利用を！

供用開始区域内で、まだ下水道に接続されていない家庭は、できるだけ早く下水道を利用していただくようお願いいたします。

宅配スーパー ライク滑川店
親切・新鮮・そして安い！
tel 076-475-4649
お客様の立場で新鮮な商品を、お店と同じ価格でお届けします。
※会員様募集 会費500円（月額）
※月単位で、いつでも解約可能
広告